

納税の猶予・換価の猶予について

函館市

市税を納期限までに納付していない場合は、督促状が送付され、その後も納付がない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることとなり、また、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金を納付しなければならないこととなります。

ただし、災害や病気などやむを得ない事情により、市税を納期限までに納付できないときは、申請に基づき納期限内の納税を猶予され、分割納付や納付時期の延長、滞納処分により差押えを受けた財産の換価(売却)を猶予することを認められる場合があります。

納税の猶予

以下の事情により、市税を納期限までに納付できないときは、函館市へ書類申請することにより、原則、**1年以内の期間に限り**、納税の猶予を認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受けたり、盗難にあったとき
- ② 納税者やその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- ③ 事業を廃止または休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告等で納付すべき税額が確定したとき

【納税の猶予を認められた場合】

- ・ 新たな財産の差押えや、すでに差押を受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
- ・ 納税の猶予を認められた期間中にかかる**延滞金の全部または一部が免除**されます。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときは、函館市へ書類申請することにより、原則、**1年以内の期間に限り**、滞納処分により差押えを受けた財産の換価(売却)を猶予することを認められる場合があります。

なお、この制度につきましては、**平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税**から適用となります。

【換価の猶予を認められた場合】

- ・ 換価の猶予を認められた期間中にかかる**延滞金の一部が免除**されます。

本リーフレットの内容についてのお問い合わせ先と詳細について

函館市財務部税務室納税担当

0138-21-3234

開庁時間 平日 8:45~17:30

- 申請書類につきましては、函館市のホームページ(<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>)「トップページ・暮らし>税金>納税・換価の猶予」および納税担当窓口で配布しております。

申請手続などについては、裏面をご覧ください

申請手続

【納税の猶予】

1. 提出書類
 - ・ 「徴収の猶予申請書」
 - ・ 「財産目録」（担保の提供が**必要**な場合）または、「財産収支状況書」（担保の提供が**不要**な場合）
 - ・ 「収支明細書」
 - ・ 猶予該当事実があることを証する書類
※ 災証明書、医療費の領収書や医師による診断書、廃業届など
 - ・ 「担保提供書」（担保の提供が**必要**な場合）
2. 申請の期限
表面①～④に該当する場合、申請期限はありません。
表面⑤に該当する場合、税額が確定した市税の納期限までに函館市へ申請してください。

3. 猶予の承認・却下について

函館市で書類を審査し、猶予することとした場合は「徴収の猶予承認通知書」を送付しますので、同通知書に記載された納付計画をもとに分割納付を開始してください。なお、猶予しないこととした場合は「徴収の猶予却下通知書」を送付します。

【換価の猶予】

1. 提出書類
 - ・ 「換価の猶予申請書」
 - ・ 「財産目録」（担保の提供が**必要**な場合）または、「財産収支状況書」（担保の提供が**不要**な場合）
 - ・ 「収支明細書」
 - ・ 「担保提供書」（担保の提供が**必要**な場合）
2. 申請の期限
猶予を受けようとする市税の納期限から**6ヶ月以内**に函館市へ申請してください。

3. 猶予の承認・却下について

函館市で書類を審査し、猶予することとした場合は「換価の猶予承認通知書」を送付しますので、同通知書に記載された納付計画をもとに分割納付を開始してください。なお、猶予しないこととした場合は「換価の猶予却下通知書」を送付します。

担保の提供

納税の猶予・換価の猶予を申請する場合は、原則として猶予を受けようとする市税（延滞金含む）の金額に相当する**担保の提供が必要**となります。

担保として提供することができる主なものは、次のとおりです。

- ・ 土地や建物
- ・ 国債や地方債
- ・ 市長が確実と認める社債や有価証券
- ・ 市長が確実と認める保証人の保証

ただし、次のいずれかに該当する場合は**担保の提供は不要**です。

- ・ 猶予を受ける金額（延滞金含む）が**100万円以下**の場合
- ・ 猶予を受ける期間が**3ヶ月以内**である場合
- ・ 担保として提供する財産がないなど特別の事情がある場合

猶予期間および分割納付

猶予を受けることができる期間は、1年以内（※）の範囲で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。

※ やむを得ない理由により猶予期間内に市税を完納できない場合は、再度、函館市に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて**最長2年以内**の範囲で期間の延長が認められる場合があります。

猶予の取消

次のいずれかに該当する場合は、納税の猶予・換価の猶予を取り消される場合があります。

- ・ 納付計画どおり市税の納付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税を滞納した場合
- ・ 虚偽の申請が判明した場合

など